

議案第 1 2 号

関市介護保険条例の一部改正について

関市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市介護保険条例の一部を改正する条例

関市介護保険条例（平成１２年関市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号ア及び第７号ア中「８００，０００円」を「８０９，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第２条の規定は、令和７年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和６年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。